

小林市にしもろ出会い創出支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

小林市にしもろ出会い創出支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

3 委託業務の実施場所

小林市・えびの市・高原町

4 業務の趣旨・目的

未婚化・晩婚化の進行により婚姻数が減少し、少子化の一因となっている。国の調査等によると、若い世代の約8割が「いずれ結婚するつもり」と考えているものの、結婚していない理由として約半数が「適当な相手に出会うことができない」、そのうち約6割が相手を探すために「特に何も行動を起こしていない」と回答しており、交際・結婚に向けた機運の醸成や出会いの機会の提供が必要である。

結婚を希望する独身者を対象に、婚活イベントとスキルアップセミナー等を開催し、結婚支援を推進することを目的とする。

5 業務内容

(1) 業務の概要

本業務は、以下のとおりとする。

- ① 婚活イベントとスキルアップセミナー
- ② セミナー・イベントの情報発信・広報活動

(2) 業務の内容・趣旨

① 婚活イベントとスキルアップセミナー

(ア) 複数人での出会いを求める対象者へ、コミュニケーション術や身だしなみ等の婚活スキルの向上を図るセミナーを提供し、併せて食や自然といった本市ならではの観光素材等を取り入れたイベントを実施し、交際・結婚に向けた出会いの支援を行うこと。また、みやざき結婚サポートセンター等への入会登録促進を行うこと。

(イ) 男性は、市内在住又は西諸地域へ通勤・通学している20～40代の独身者、女性は県内在住の20～40代の独身者を対象とし、市内又は西諸地域で開催すること。

なお、男女合わせて延べ40人以上の参加を目指し、1回あたり15～20人程度の規模のイベント(小イベント)を少なくとも2回以上実施することとし、参加者の男女比率は概ね同率とすること。

イベントやセミナーの内容により参加対象年齢等が変動することは差し支えないが、マッチング率が向上するような効果的なイベント・セミナーを行うこと。

(ウ) マッチングが成立したカップルへ定期的に連絡を行い、交際に至った方へのアフターフォローを行うこと。また、必要に応じてイベント参加者からの相談にも対応し、アフターフォローを行うこと。

(エ) 参加者に対してアンケート調査を実施すること。なお、アンケートは受注者が作成し、事前に委託者の承認を得ること。

② セミナー・イベントの情報発信・広報活動

(ア) 対象者に対して、婚活イベント等の開催を広く周知し、結婚へ向けた機運醸成や、婚活対

象者の掘り起こしを行う。

(イ) セミナー・婚活イベントの周知や参加者の募集について、県が管理しているイベント会員登録システムとの連携を図りながら行うこと。

(3) 付随業務

(ア) 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。なお、各業務の作業予定について、工程ごとに大まかな年間スケジュール(月の上旬・中旬・下旬の単位)を作成すること。

(イ) 業務報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と綿密な連携に努め業務を遂行しなければならない。なお、委託者は次に定めるもののほか、必要に応じて本業務の実施状況を調査し、報告を求めることができる。

① 婚活イベント、スキルアップセミナー	・開催したイベントの内容・結果(参加者数、マッチング数、アンケート結果、課題等)を市に報告する。 ・アフターフォローをする中で、交際又は結婚に至ったカップルがいた場合は市に報告するとともに、市の調査や取材に応じる意向があるか確認する。
② 業務完了・実績報告	・事業実施内容(イベントやスキルアップセミナーの実施内容、情報発信方法、参加者数、マッチング数、交際成立数、成婚者数、成果、今後の課題)、収支決算書を作成する。 ・業務完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 13 日のいずれか早い日までに市に提出する。

6 対象経費

- (1) 対象経費は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」交付要綱第 3 条第 2 項に規定されている経費とし、原則、備品購入費は対象としない。また、不特定多数の者が参加するイベントで飲食物や物品を提供する場合も対象としない。なお、企画運営費を計上する場合は、補助対象経費の 10%以内とすること。
- (2) 飲食等を伴うイベントで参加者から参加料を徴収する場合は、適正な金額となるよう委託者と協議のうえ決定し、料金の管理は受託者が行うこと。なお、参加料を充当する経費は委託料には含めないものとし、実績報告書においてその内訳を明らかにすること。
- (3) 本事業は、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入額及び支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておくこと。また、関係書類は委託事業終了後 5 年間保存すること。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。これは業務委託終了後も同様とする。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反しない事業にすること。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議するものとする。仕様書に記載がない事項についても同様とする。